

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	移送費の支給	
根拠法令・条項	国民健康保険法第54条の4 国民健康保険法施行規則第27条の9、第27条の10、第27条の11	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>移動困難な患者であって、患者の症状からみて当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した場合など、移送に要した費用を支給する。</p> <p>下記の事項について、医師の意見書等で確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。</li> <li>2 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。</li> <li>3 緊急その他やむを得なかったこと。</li> </ol> <p>移送費の支給額 移送費の額は、国民健康保険法第54条の4第1項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額であり、その額は最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算出した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。（国民健康保険法施行規則第27条の9）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	90日
	標準処理期間を設定できない理由	